

(6) 「打上げ国」概念の適用

採択 2004年12月10日（第59会期国際連合総会決議第59/115号）

総会は、

宇宙物体により引き起こされる損害についての国際責任に関する条約、及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約を想起し、

宇宙損害責任条約及び宇宙物体登録条約において用いられる「打上げ国」という語が宇宙法において重要であり、打上げ国は宇宙物体登録条約に基づき宇宙物体の登録を行い、また、宇宙損害責任条約が宇宙物体により引き起こされる損害についての責任を負い、賠償を行うべき国を特定することに留意し、

宇宙空間平和利用委員会第42会期及び法律小委員会第41会期の報告書の、特に法律小委員会の報告書の付属文書となる、ワーキンググループ「『打上げ国』概念の検討」における検討課題の結論に留意し、

ワーキンググループの結論或いは現行決議が、登録条約又は宇宙損害責任条約に対し、何ら権威的な解釈を与え、改正を提案するものではないことに留意し、

更に、宇宙損害責任条約及び宇宙物体登録条約の発効以来、宇宙活動における変化が、新規技術の継続的発展を含み、宇宙活動を実施する国及び宇宙空間の平和利用における国際協力の増加、並びに、政府機関と非政府団体の共同による宇宙活動や、一又は複数国の非政府団体による連携等を含む非政府団体による宇宙活動の増加をもたらすことに留意し、

宇宙空間にかかる国連条約、特に、宇宙損害責任条約及び宇宙物体登録条約の遵守と適用を促進することを希望し、

以下について勧告する。

- 1 宇宙活動を行う国が、宇宙空間にかかる国連条約、特に、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際責任に関する条約、宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約その他関連する国際約束の下での国際的責務を満たすため、管轄下の非政府団体による宇宙活動に対する許可及び継続的監督を行うための国内法の制定と実施について考慮すること、
- 2 また、締約国が、共同打上げや協力プログラムに関して、宇宙損害責任条約に従った協定の締結について考慮すること、
- 3 さらに、宇宙空間平和利用委員会が、締約国に対し、宇宙物体の所有権の軌道上移転に係る自国の実行について、任意での情報提供を要請すること、
- 4 締約国が、提供された情報に基づき、自国の実行が、国内立法が国際法との一貫性を増すため適切に調和することの可能性について考慮すること、
- 5 宇宙空間平和利用委員会に対し、事務局の機能とリソースを用いて、締約国に対し、その要請に応じて、関連条約に則った国内宇宙法の発展に関する情報と支援を提供し続けることを要請する。